

農地パトロール要領改訂 新たな遊休農地調査の流れ

6月14日に農水省が発出した遊休農地に関する措置状況調査の通知を受けて、全国農業会議所は、農業委員会系統組織で取り組む農地パトロールの実施要領を改訂した。

本府の事情を踏まえながら、要領に記載された新たな遊休農地調査の流れを紹介する。

1. 農地利用状況調査 (農地パトロール)

農水省の運用通知に基づき、原則8月頃に1回以上実施する。特に大阪においては、35市町村が有する生産緑地や、営農型太陽光発電設備の転用案件等の利用状況を確認する重要な調査となる。

現地での農地の利用状況の確認にあたっては、対象区域の農地台帳の情報を出力するとともに、これまで実施した調査結果の一覧表等を用意する。あわせて、新たな調査様式「遊休農地に関する調査表」についても、前年度まで市町村等が実施していた「荒廃農地調査」の令和2年度回答を基に整理する。

対象農地は、管内全ての農地調査で確認する事項は、遊休農

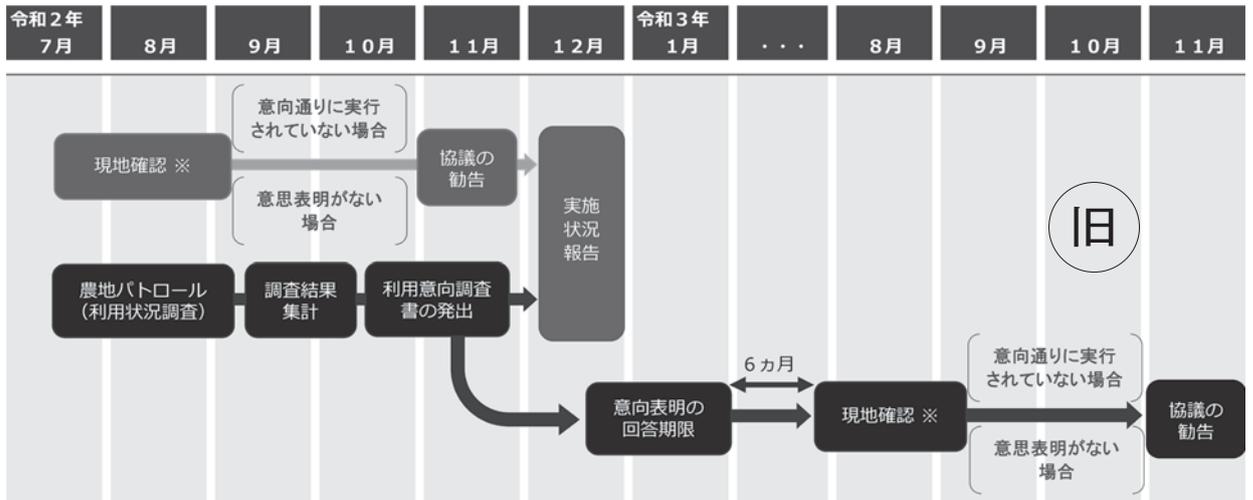
地の把握と、その原因となりうる現況（傾斜地、不整形地等）、発生場所、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業による利用権設定農地の利用状況、相続税等納税猶予農地の利用状況、農地法案件の履行状況の確認等となる。

違反転用防止の啓発に パトロールで管内農地を総点検

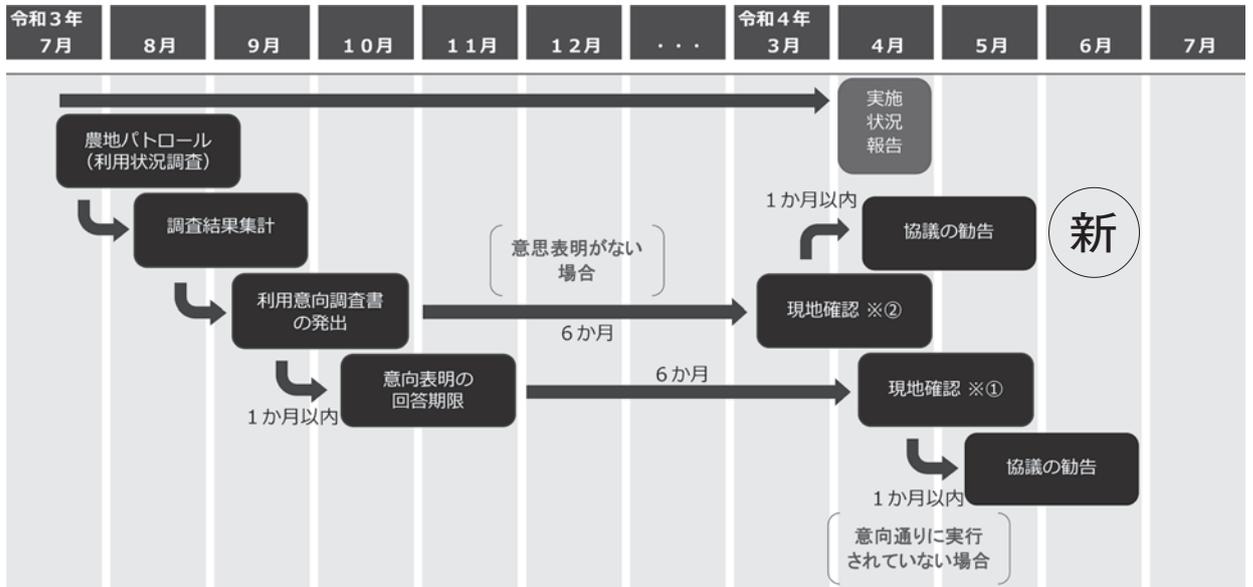
大阪府農業委員会系統組織では、組織運動で地域の農地利用の総点検として農地パトロールの実施を位置づけている。パトロール要領にも、各農地の調査項目に「農地の違反転用の発生防止と早期発見・是正」が記載されており、毎年の農地パトロールでは、違反転用対策に遺漏の無い対応が求められる。

利用状況調査から協議の勧告までの流れ

〈令和2年度まで〉



〈令和3年度以降〉



※ ① 現地確認は、前年度の利用意向調査で①、②の農地の現地確認
② ① 農業上の利用の増進を図る旨の意思の表明があつた農地
意思の表明がない農地